

戸区整第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

(例)

戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業
施行者 戸田市
代表者 戸田市長 菅原文仁

仮換地の使用収益開始の通知

平成〇〇年〇月〇〇日付け戸区整第〇〇〇号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を下記のとおり定めたので、土地区画整理法第99条第2項の規定により通知します。

記

従前の宅地				仮換地		
町名	地番	地目	登記地積	街区番号	符号	地積
大字新曽字〇〇	〇〇〇-〇	宅地	〇〇〇.〇〇㎡	〇〇	〇	〇〇〇㎡
以下余白						
仮換地について使用または収益を開始することができる日				令和〇年〇〇月〇日		

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。